

是正又は改善を要する事項

監査担当者 係長 大島 健志

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| 監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称 | 学校法人あかい幼稚園<br>小川学童クラブ、小川ぎんなんクラブ   |   |
| 監査実施年月日                  | 令和6年3月25日(月)  |   |
| 事項                       | 内容  | 根拠  |
| 支援員の配置体制について             | <p>小川学童クラブの土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後6時までと規定しているが、6月3日(土)の8時から8時30分の時間帯における支援員の配置が一人のみとなっていた。</p> <p>同様に6月10日(土)、17日(土)、24日(土)の午前8時から午前8時30分の時間帯における支援員の配置が一人のみとなっていた。</p> <p>また、小川ぎんなんクラブの土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後6時までと規定しているが、6月3日(土)の8時から9時の時間帯における支援員の配置が一人のみとなっていた。</p> <p>同様に6月10日(土)の午後4時から午後5時、17日(土)の午前8時から午前9時及び午後5時から午後6時、24日(土)の午</p> | いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項 |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>後4時から午後5時の時間帯における支援員の配置が一人のみとなっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上（うち1人は補助員でも可）を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしてない日については開所日とすることはできない。</p> |  |
|--|---|--|